

◆地域創業助成金のご案内

地域貢献事業（サービス10分野、又は地域重点分野）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者を1人以上含む2人以上の常用労働者及び短時間労働被保険者を雇用した場合に、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについて支援する助成金です。

〔受給できる額〕

●創業支援金

設立後6ヶ月間に支払った経費の2分の1が支給されます。ただし、150万円から500万円が限度です。

●雇入れ奨励金

創業から1年6ヶ月以内に雇入れた非自発的離職者1人につき30万円（短時間労働被保険者は1人につき15万円）ただし、100人分が限度です。

※非自発的離職者とは、前職において、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた方で、会社の倒産や定年など、自らの意思によらずに会社を離職した方。

○申請期限等

①平成20年3月31日まで法人等を新たに設立した事業主

が対象

②地域貢献事業計画申請書は平成20年6月30日まで

③雇入れまでの期間は平成20年3月31日まで

④支給申請は平成20年7月31日まで

○問い合わせ・申請先

（財）鹿児島県雇用支援協会

電話

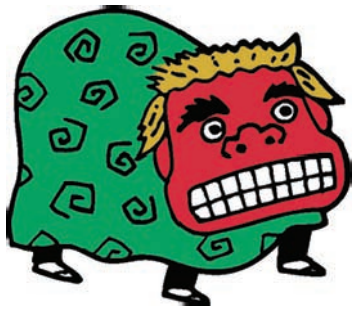
099-219-2000

FAX

099-226-9991

◆不動産・商業・法人登記事務のオンライン登記申請が始まります

鹿児島地方法務局川内支局では、平成18年11月20日から不動産登記及び商業・法人登記についてオンライン登記申請に関する事務を取り扱うことになりました。



鹿児島地方法務局宮之城出張所の統合について

鹿児島地方法務局

これまで、薩摩郡さつま町及び薩摩川内市祁答院地域（旧祁答院町）の登記事務（不動産・財団等）は、鹿児島地方法務局宮之城出張所で取り扱ってきましたが、平成19年3月12日（月）から鹿児島地方法務局川内支局で取り扱うこととなります。なお、登記簿謄本（登記事項証明書）等は郵送でも請求することができます。

詳しいことは、下記の法務局にお問い合わせください。

記

鹿児島地方法務局
〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号 TEL099-259-0680
鹿児島地方法務局川内支局
〒895-0063 薩摩川内市若葉町4番24号 TEL0996-22-2300
鹿児島地方法務局宮之城出張所（平成19年3月9日（金）まで）
〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地2030番地
TEL0996-53-0254

庁舎案内図（鹿児島地方法務局川内支店）



オンライン登記申請により、事務取扱が次のように変わります。

○登記申請が、これまでの窓口申請（郵送可）に加え、インターネットを利用してオンラインにより申請することもできます。

○従来の不動産の「登記済証（権利証）」は廃止され、「登記識別情報の通知」及び「登記完了証」が交付されることに

なります。現在登記名義人がお持ちの「登記済証（権利証）」は書面により申請をする場合に、添付書類として利用できます。

○一筆の土地又は一個の建物ごとに「不動産番号」が付けられます。不動産番号は登記事項証明書、登記済証等に表示されます。

○登記事項証明書及び会社法人の印鑑証明書の送付をオン

ラインで請求することも可能になります。請求された登記事項証明書、印鑑証明書は郵送により交付されます。

※詳しい手続きは、法務局の窓口又はホームページでお問い合わせください。

<http://sinsei.moj.go.jp>